

□平成24年7月九州北部豪雨災害に対する政府の対応

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)付
業務担当主査 林 良 祐

1. 災害の状況

平成24年7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨となった。

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫では、7月11日0時から14日24時まで観測された最大1時間降水量が108.0ミリ、最大24時間降水量が507.5ミリとなり、それぞれ観測史上1位の値を更新した。この豪雨について、気象庁は「平成24年7月九州北部豪雨」と命名した。

この豪雨により、死者30名、行方不明者2名及び負傷者27名の人的被害が発生した。特に、熊本

県阿蘇市では土砂災害等により21名の死者が発生した。また、住家被害としては、福岡県、熊本県及び大分県を中心とした18府県で、住家全壊363棟、住家半壊1,500棟、住家一部破損313棟、床上浸水3,298棟、床下浸水9,308棟等の被害が発生した。(一部7月1日からの大雨による被害を含む。)

避難指示は、4県で10万1,406世帯に、避難勧告は、8県で12万8,112世帯に出された。

土砂災害は、17府県で268件が発生した。河川については、矢部川水系矢部川で堤防が決壊し、白川水系白川、菊池川水系合志川及び筑後川水系花月川等で護岸崩壊等が発生したほか、4水系6



河川では計画高水位を、5水系11河川で氾濫危険水位を超え、各地で浸水被害等が多数発生した。

ライフライン関係では、九州北部を中心に中国地方及び四国地方と合わせて約5万4,000戸で停電が発生し、水道は福岡県、大分県及び熊本県で約1万1,584戸が断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路関係では、最大時で高速道路3路線、直轄国道6区間、県管理国道20区間及び県道155区間で通行止めとなった。鉄道関係では、21路線で運転休止となった。

公共土木施設では、河川2,343箇所、砂防（急傾斜地含む）254箇所、道路（橋梁含む）1,896箇所、港湾3箇所、下水道8箇所及び公園17箇所被害が発生した（7月10日～23日の梅雨前線に伴う豪雨による被害状況）。

農林水産施設等では、農地2万8,650箇所、農業用施設1万1,761箇所、林地荒廃1,500箇所、治山施設113箇所、林道施設5,325箇所、漁港施設18箇所及び漁業用施設4箇所等で被害が発生した（6月8日からの豪雨及び暴風雨による被害状況）。

文教施設等では、国立学校施設2校、公立学校施設82校、私立学校施設8校、社会教育・体育、文化施設等91施設、文化財等24件で被害が発生した。

社会福祉施設等では、102施設で被害が発生した。

2. 政府の主な対応

この災害に際し、内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、7月12日に関係省庁連絡会議を開催し、関係地方公共団体と連携を密にし、政府一丸となった対応にあたること等を確認した。さらに7月14日に第2回関係省庁連絡会議を開催し、内閣府特命担当大臣（防災）から、災害時は平時とは異なるという認識の下、手続きの迅速化と弾力的な制度の適用等を要請する等を

行った。（各府省庁の詳細な対応状況は、「3. 各府省庁の詳細な対応状況」を参照）

また、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団が、7月13日から14日には大分県及び熊本県において、7月21日から22日には大分県、熊本県及び鹿児島県において現地調査を実施した。

7月20日には内閣総理大臣が、熊本県、大分県及び福岡県の被災地を調査した。

防衛省・自衛隊は、福岡県知事、熊本県知事及び大分県知事からの災害派遣要請を受け、孤立者の救助活動、行方不明者の搜索活動、避難支援活動、給水支援活動、物資輸送支援活動、水防活動等を行った。

この災害を含め、平成24年の梅雨前線による大雨災害に関し、福岡県は朝倉市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、うきは市及び広川町に、大分県は日田市、中津市及び竹田市に、熊本県は阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、産山村及び高森町に「災害救助法」を適用した。また、福岡県は県内全域に、大分県は日田市、中津市及び竹田市に、熊本県は県内全域に、鹿児島県は肝付町に「被災者生活再建支援法」を適用した。

さらに、「平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（7月31日閣議決定、8月3日公布・施行）によりこの災害を激甚災害に指定し、全国を対象として、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例等を適用したほか、熊本県阿蘇市の区域を対象として「中小企業信用保険法」による災害関係保証の特例等を適用した。また、政令の一部を改正し（8月10日閣議決定、8月15日公布・施行）、全国を対象に、適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助等を追加した。

3. 各府省庁の詳細な対応状況

- ・内閣官房は、7月12日8時15分、情報連絡室を設置した。
- ・内閣府は、7月12日11時30分、内閣府情報対策室を設置したほか、同日13時00分、担当官2名を情報収集のため熊本県庁災害対策本部に派遣した。
- ・警察庁は、7月12日8時15分、災害情報連絡室を設置した。7月12日から14日にかけて、行方不明者の捜索活動を実施するため福岡県警察21名、佐賀県警察12名及び宮崎県警察13名の広域緊急援助隊並びに九州管区警察局関係県情報通信部の機動警察通信隊3名を熊本県へ派遣した。また、同管区警察局関係県情報通信部等の機動警察通信隊が被災地に出動し、現場の状況を撮影する等、被害情報収集を実施した。
- ・消防庁は、7月12日8時00分、災害対策室を設置し、同日13時30分には災害対策本部へ移行したほか、情報収集のため職員2名を熊本県庁災害対策本部へ派遣した。同日、熊本県の要請により、福岡市、長崎県、山口県及び愛媛県の消防防災ヘリが情報収集、捜索及び救助活動を実施した。7月14日、福岡県の要請により、京都市、島根県、宮崎県及び長崎県の消防防災ヘリが情報収集及び救助活動を実施した。
- ・防衛省・自衛隊は、福岡県、大分県及び熊本県知事の災害派遣要請を受け、7月12日から7月21日までの間、人員延べ約5,262名、車両延べ約1,279両、航空機延べ35機により、人命救助、孤立者の救助、行方不明者の捜索、給水支援、水防活動、物資輸送等の活動を実施した。
- ・海上保安庁は、7月14日以降、延べ巡視艇7隻、航空機12機により、行方不明者の捜索、流出船等漂流物の調査活動等を実施した。
- ・金融庁は、「災害救助法」の適用を受け、7月12日に大分県、熊本県、7月14日に福岡県内の関係金融機関等に対し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請した。
- ・総務省は、7月25日に、福岡県内の8市町村、熊本県内の5市町村及び大分県内の1市に対して、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。また、福岡県内7市町村、熊本県内5市町村、大分県内1市の「災害救助法」の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。さらに、行政評価事務所において、無料災害行政相談電話や特別合同行政相談所の開設等、被災者支援のための特別行政相談活動を実施した。
- ・財務省は、「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施したほか、今回の災害を危機認定し、日本政策金融公庫から指定金融機関を通じた危機対応融資の対象に追加した。また、利用可能な国有財産のリストを情報提供した。
- ・文部科学省は、7月12日9時5分、災害情報連絡室を設置した。全国の都道府県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請したほか、教育活動に支障が生じないよう、学校施設の早期復旧について国の調査を待たず復旧工事が行える旨の通知を関係教育委員会に発出した。
- ・厚生労働省は、避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう大分県、熊本県及び福岡県に通知した。健康保険について一部負担金の減免等及び保険料の納期限の延長ができること等について、介護保険について市町村の判断により、利用者負担額・介護保険料の減免等を行うことができること等について関係機関に通知したほか、雇用保険について災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給

付（基本手当）を支給する特別措置を実施する等した。

- ・農林水産省は、7月13日、大臣を本部長とする「梅雨前線豪雨等に関する農林水産省緊急災害対策本部」を設置した。梅雨前線豪雨等全般に関し、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に通知したほか、農業共済の迅速かつ適切な損害評価の実施及び早期支払体制の確立について共済組合連合会等に通知した。また、九州森林管理局がヘリコプターによる現地調査を熊本県、福岡県と連携して実施したほか、被災状況の把握と技術的指導等のため、農政局や森林管理局の担当官等を派遣した。
- ・経済産業省は、7月13日、熊本県における「災害救助法」の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即時貸付の適用の措置を講じた。また、7月15日から16日にかけて、職員を福岡県、熊本県、大分県に派遣し中小企業関係被害の情報収集等を実施した。
- ・国土交通省は、7月12日以降、地方整備局等の災害対策用ヘリコプターによる現地調査を実施

した。また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を延べ717人日派遣し、河川・道路復旧の技術指導や土砂被災調査、排水作業支援、災害復旧事業の実施に向けた技術的指導を行った。また、被災状況の把握や技術指導のため、国土技術政策総合研究所、土木研究所等の専門家を派遣した。

- ・気象庁は、7月12日、警戒体制をとり、同14日に非常体制に移行した。関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料の提供を実施した。また、平成24年7月11日から14日に九州北部地方で発生した豪雨について、「平成24年7月九州北部豪雨」と命名した。
- ・国土地理院は、7月14日、非常体制をとった。福岡県矢部川周辺、熊本県白川周辺等の空中写真を撮影した。また、空中写真、正射画像及び正射写真地図を国土地理院ホームページに掲載した。
- ・環境省は、被災状況の情報収集を行うとともに、被災県に対する災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金制度の周知等を実施した。

（本文中の日付は、いずれも平成24年のもの）